

## 定例統計作成実施要領

昭和 63 年 6 月 21 日

理 事 会 決 議

平成 2 年 3 月 28 日 一部改正	平成 15 年 1 月 22 日 一部改正	平成 20 年 3 月 19 日 一部改正
平成 3 年 6 月 24 日 一部改正	平成 16 年 1 月 28 日 一部改正	平成 21 年 6 月 12 日 一部改正
平成 8 年 2 月 28 日 一部改正	平成 17 年 2 月 23 日 一部改正	平成 23 年 3 月 23 日 一部改正
平成 9 年 2 月 26 日 一部改正	平成 18 年 3 月 22 日 一部改正	平成 25 年 6 月 14 日 一部改正
平成 9 年 10 月 22 日 一部改正	平成 18 年 4 月 26 日 一部改正	平成 26 年 4 月 23 日 一部改正
平成 12 年 10 月 24 日 一部改正	平成 19 年 3 月 28 日 一部改正	平成 27 年 12 月 16 日 一部改正
平成 14 年 4 月 24 日 一部改正	平成 19 年 12 月 19 日 一部改正	

統計規程に基づき、定期的に作成する統計の実施要領を次のとおり定める。

1 作成し公表する統計は、次の範囲内で行う。

(1)投資運用業及び投資助言・代理業の事業主体に関する事項

- ① 役職員数
- ② 業務別従事者の数
- ③ 営業所の数
- ④ 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

(2)投資運用業及び投資助言・代理業の事業活動に関する事項

- ① 顧客の数
- ② 契約の件数
- ③ 契約の対象資産の総額
- ④ 経理の状況
- ⑤ 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

(3)協会の活動に関する事項

- ① 苦情等の取扱いの件数
- ② 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

2 統計作成のための提出資料 上記の統計を作成するため、投資一任契約に係る業務またはファンド運用業務（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 15 号に掲げる行為に係る業務をいう。以下同じ。）を行う会員は、次の資料を事務局に提出するものとする。

統計の種類	提出資料	作成基準日	提出時期
契約資産状況	投資一任・ラップ業務：別紙様式第2号② 不動産・ファンド：別紙様式第2号 共通：別紙様式第3号、第4号	毎年3、6、9、12月末	作成基準日から1ヵ月以内
人員状況	別紙様式第5号	毎年3月末	作成基準日から1ヵ月以内
収支状況	別紙様式第6号	事業年度末	作成基準日から3ヵ月以内

3. 公表する統計の種類、時期 公表する統計の種類及び作成時期は、原則として次のとおりとする。

統計の種類	作成時期
契約資産状況	毎年3、6、9、12月頃
人員状況	毎年6月頃
収支状況	毎年9月頃
苦情・相談の状況	毎年6月及び12月頃